

「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」
中間論点整理（案）に対する意見

2018 年 12 月 4 日

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 御中
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課 御中
公正取引委員会 事務総局 経済取引局総務課 御中

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
常務理事 越智 政人
〒150-0011 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
03-5468-5091
info@mcf.or.jp

この度は意見提出の機会をいただき誠にありがとうございます。下記のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の程お願い申し上げます。

全般的な意見について

デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備についてご検討いただくにあたって、インターネット業界だけでなく、あらゆる業界でデジタル・プラットフォームの活用が進展していくという将来展望を考慮して検討いただきたいと思えます。

自動車業界においては、CASE(「Connected:コネクティッド化」「Autonomous:自動運転化」「Shared/Service:シェア/サービス化」「Electric:電動化)をはじめ、MaaS(Mobility as a service)というトレンドが進展しており、家電のIoT化も急速に進展しております。

将来、我が国の主要産業もメーカーからインターネットを介したサービス企業へ変貌していくことが想定されます。サイバーとフィジカルが、プラットフォームを介して融合することを前提に、ご検討をいただく必要があると考えます。

このように多くのプレイヤーとサービスが融合するこれからの社会において、我が国の産業をスケールさせていくには、プラットフォーマーと共存共栄していくことが必要です。

そのため、プラットフォームに関する法制度を構想していく上では、効率性と高度化を実現するプラットフォームの積極的な活用と、産業政策としてのオルタナティブの育成、その上で、プラットフォームの構造による課題に対応する規制のバランスをとるというビジョンが必要ではないかと考えます。

プラットフォーマーについて

保有している個人データの量等の個別要因だけを単略的に捉えて、広くプラットフォームを規制することは、産業の停滞と利用者の利便性の阻害につながる可能性があるため避ける必要があります。

対象となるプラットフォームを考慮する場合には、個別要因だけに注視するのではなくエコシステムとしての構造全体を総合的に捉える思考が必要ではないかと考えます。具体的には、多面市場に与える影響の程度と範囲、基盤的機能による多様性、相互運用性への影響、支配的な立場による取引上の影響等を総合考量して判断する必要があります。より良き社会構築のために、社会全体が停滞する弊害を避け、公共の利益が増大するような法制度を目指すべきではないでしょうか。

また、プラットフォームは普遍化を志向するという特性があるため、個別文化が損なわれる危惧もあります。我が国が得意な個別サービスや、クールジャパンと呼称されるサブカル的な文化等が毀損していくことを避けるために、普遍化を目指すプラットフォームに対して、多様な文化の尊重を求めることも必要かと思えます。

データポータビリティについて

データポータビリティに関しては、EU において先行的に導入されていますが、当初の法目的を達することができていないとの情報もあるため、EU の状況について十分な検証を行った上で、慎重に進めるべきだと考えます。

また、我が国において一般的権利として導入するには、まずは社会全体のデジタル化を促進して利用者及び事業者双方がデータポータビリティのメリットを享受できるような環境を整備していくことが先決であると考えます。特に我が国の社会基盤である金融、医療、電力等の分野に関しては、世界のデジタル化の潮流から大きく遅れており抜本的な対策が必要ではないかと考えます。

共同規制のスキームについて

このように複雑な状況に対処するには、法的安定性と柔軟性を両立できるインセンティブとエンフォースメントのバランスが取れたスキームを導入することが必要であると考えます。

法学のみならず、経済学、情報処理、システム工学等の知識・能力も有する、一定の継続性のある専門組織と、プラットフォームと事業者・利用者との間で生じる問題を自ら解決できるようにするための実効的な紛争解決手段を実施するための協議組織、そして規制を担当する行政の 3 者が機能する共同規制スキームをデザインすることが必要だと考えます。